○内閣府告示第二百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町、西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

二　地域再生計画の名称　とっとり雇用創造未来プラン―鳥取県経済成長戦略に対応した人財育成と即戦力人材の育成・確保による雇用創造の促進―

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県邑智郡邑南町

二　地域再生計画の名称　A級グルメ立町の実現を通じた雇用機会の拡大プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県邑智郡邑南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県真庭郡新庄村

二　地域再生計画の名称　日本で最も美しい村にふさわしい”保つ・磨く・活かす“の好循環の村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県真庭郡新庄村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　周南市

二　地域再生計画の名称　周南市産業活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　周南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

○内閣府告示第二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県大島郡周防大島町

二　地域再生計画の名称　「輝きながら自分らしく暮らせるまち」周防大島再生プラン～廃校を活用した複合型コミュニティケアの展開～

三　地域再生計画の区域の範囲　山口県大島郡周防大島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）及びソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興（三の六）

○内閣府告示第二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　東温市

二　地域再生計画の名称　東温から始まるニューツーリズム

三　地域再生計画の区域の範囲　東温市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　安芸市

二　地域再生計画の名称　「日本一のナス産地」安芸市の食と体験をフル活用した地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　安芸市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び水俣市並びに熊本県葦北郡芦北町及び津奈木町

二　地域再生計画の名称　水俣・芦北地域の総力結集による雇用創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　水俣市並びに熊本県葦北郡芦北町及び津奈木町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　竹田市

二　地域再生計画の名称　竹田市「生き活き興起雇用創出の増大」

三　地域再生計画の区域の範囲　竹田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊見城市

二　地域再生計画の名称　響（とよ）むまち　とみぐすく　～　地域密着型人材育成プラン　～